

プロポーザル方式の説明書

茨城県の「県立あすなろの郷建替工事基本設計」委託業務に係る手続き等については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

令和3年6月11日

1 業務の概要

(1) 業務名

第 03-12-033-0-091 号

県立あすなろの郷建替工事基本設計委託

(2) 業務の目的・背景

県立あすなろの郷は、1973年12月に知的障害児者及び重症心身障害児者の援護施設として開設され、これまで本県における知的障害者福祉の中核施設として、役割を担ってきたところである。一方で、近年、障害者向けサービスを提供する民間事業者も増えており、また、かつて民間事業者では処遇が困難とされてきた重度障害者についても受入が可能な事業者も活動していることから、そうした民間事業者とも連携を図りつつ、今後とも県全体の障害福祉サービスの拠点として機能させる必要がある。

しかしながら、開設時に整備された施設は築後48年が経過したことから老朽化が進行するとともに、旧基準で建設された建物であるため、現在の施設基準との乖離も大きくなっていることなどから、建替が喫緊の課題となっている。

現在、県立あすなろの郷では、「施設入所支援（夜間）」と「生活介護（日中）」等のサービス提供を行う障害者支援施設のほか、施設入所者への医療提供を行うと共に、重症心身障害児者への支援を行う入所機能（医療型障害児入所施設・療養介護事業所）を兼ねる病院を有している。

さらには、施設等に入所していない、いわゆる「在宅」の障害者に対する支援（レスパイト及び療育指導等）機能を担っている。

障害者支援施設や療養介護事業所（病院）においては、入所者の重度化・高齢化により、介護や疾病管理の必要性も増大し、また車椅子や介護用ベッドの利用者も増えている中、療養環境の向上や狭隘化への対応などの課題が顕在化してきている。

このような状況の中、本敷地内で、施設の建替を実施するにあたり、プロポーザル方式を採用することにより、これまでの経験の蓄積に基づく豊かな創造力や確かな技術力を有する専門家を募り、については、利用者や職員等にとって魅力ある望ましい施設づくりの提案を広く求めるものである。

なお、あわせて既存建物の改修や駐車場などの外構整備を行い、令和7年度中の運用開始を予定している。

※この説明書においては、病院とは医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の規定によるものをいう。また、障害者支援施設とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号 以下、障害者総合支援法という。）第5条第11項の規定による施設をいう。

(3) 業務の内容

障害者支援施設及び病院兼医療型障害児入所施設兼療養介護事業所（延べ面積 20,000 m²程度）の建替（外構整備を含む）に係る基本設計業務。

委託業者の選定方法については、配置、建物の構成、コスト縮減等に関し、合理的な設計提案を求める観点から、プロポーザル方式を採用する。

(4) 施設整備の方針

・県と民間事業者の役割分担

県は、民間事業者が提供する障害者支援施設等の利用が困難な重度の障害がある方への支援に特化し、セーフティネットの役割を担うとともに、市町村や他の民間事業者等関係機関と連携し、在宅の重度障害者の支援を行う。

なお、民間事業者でも提供が可能な日中活動の支援、自立した日常生活を送るための訓練等の支援、高齢となった障害者の支援については、民間事業者の役割とする。

・県全体の障害福祉サービスの拠点としての役割

県立施設では最重度の方を対象とした障害者居住サービス、医療サービスを提供するほか、在宅者向けに 24 時間緊急ステイ等の在宅支援サービスを提供する。併せて入所者の地域移行や在宅障害者の入所調整などの相談支援をおこない、県全体の知的障害福祉サービスの拠点として機能させる。

・利用者等の意思の尊重

入所者を第一に利用者本人や家族の意思を踏まえながら、常に望ましい支援を実施する。

(5) 整備事業の概要

施設名称：県立あすなろの郷セーフティネット棟（仮）

建設予定地：茨城県水戸市杉崎町 1460 番

敷地面積：665,451 m²

地域・地区：都市計画区域（市街化調整区域）

整備スケジュール：
（予定）

令和 3 年度	基本設計 約 6 ヶ月間
令和 4 年度	実施設計 約 8 ヶ月間
令和 5 年度	建設工事（着工）約 24 ヶ月間
令和 6 年度	建設工事（竣工） 外構工事
令和 7 年度	供用開始

施設定員：250 名

定員内訳 障害者支援施設：200 名

病院兼医療型障害児入所施設兼療養介護事業所：50 名

(6) 施設の基本要件

【技術提案を求めるテーマ】

- ①感染対策等に十分配慮した動線を確認しつつ、原則として、20 名を 1 生活・支援単位（「ファミリー」）とし、2 生活・支援単位・40 名（「寮」）で、独立した生活・支援単位とするとともに、在宅障害者など入所者以外の障害者も利用しやすい平面計画とすること。

- ②利用者にとって適切かつ十分な療育・療養環境を確保するとともに、支援員が管理・支援しやすいレイアウト・構造（幅・面積・高さなど）等、共に生活しやすい施設となるよう家庭的な明るい意匠計画とすること。
- ③高低差のある敷地を有効に活用するとともに、安全かつ機能的に避難できるなど、災害等にも対応しやすい配置計画とすること。
- ④障害者支援、見守り及び防犯、感染対策などにおいて、ICTなどの先進技術を最大限に活用できる設備計画すること。
- ⑤その他、特に提案したい内容を記載すること。

【基礎的な条件】

（指定事業所等）

- ・国が定める障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）並びに水戸市指定障害者支援施設等基準条例（令和2年水戸市条例第6号）等に定める施設基準に合致した施設であること。
- ・医療法その他医療機関設置に関する各種法令に定められた基準に合致した病院施設であること。

（敷地）

- ・敷地の形状及び配置、接道条件は添付資料のとおりである。
- ・工事用進入路として造成する（令和4年度完成予定）北側道路（笠間市道0101号線）からの構内道路を施設利用開始後のメインアプローチとして想定する。
- ・南側道路（水戸市道内原8-2305号線）からアプローチする既設の構内道路は、既存建物関係者等が利用するため工事関係車両の通行は不可とする。

【想定される機能等】

（障害者支援施設部門）

①基本的機能、入所対象者等

基本的機能	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者で処遇困難な強度行動障害者や医療的ケアが必要な方など、重度の障害者の受け入れを行う。 ・緊急ステイや短期入所・障害児等療育支援事業など、在宅の重度障害者の支援に関する事業を実施する。 	
入所対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・原則支援区分6かつ強度行動障害のある方もしくは医療的ケアが必要な方 	
定員(短期入所含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・200名程度（男女比：約7対3） 	
職員数	<ul style="list-style-type: none"> ・管理事務等職員30名程度 ・支援等職員164名程度 	
処遇方針	強度行動障害者支援 (120名程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーに配慮しつつ入所者の障害特性に応じた安心・安全で適切な療育環境・支援を提供する。 ・行動支援の実施などにより、問題行動の減少を図る。 ・療育・訓練の工夫により、入所期間が長期化しないよう努め、状況に応じて生活訓練が可能な民間施設等への移行を目指す。
	医療的ケアが必要な障害者支援 (80名程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な設備や支援スタッフの充実に努め、入所者の安心・安全を最優先に、一人一人にあった支援を提供する。

②施設の整備計画

■施設内の配置に関すること

- ・利用者の静穏な生活を維持するため、特に強度行動障害者に対応するエリアでは個室化とし、20部屋程度を目処とした居室と食堂・トイレ・浴室等から構成されるユニット構造とする。
- ・医療的ケアが必要な障害者に対応するエリアでは、原則個室化し20部屋程度を目処とした居室と食堂・トイレ・浴室等から構成されるユニット構造とする。
- ・2ユニットを併せ1つの障害者支援施設として指定を受けられる構造とすること。
(5つの障害者支援施設の指定を受けられること)

※ユニット構造については別紙「あすなるの郷におけるユニット構造について」を参照のこと。

- ・居室と共用スペースの移動においては動線の交錯を避け、不要な接触を生み出さない平面計画とする。
- ・居室、ベッド以外の休める空間（共有スペースにコーナーなど）設置する。
- ・感染対策上のゾーニングが容易な配置計画とすること。
- ・災害時に重度の知的障害者の避難が容易な施設内配置とすること。

■居室等の造り、構造など

- ・居室の壁面については十分な防音構造とするほか、強度行動障害者の特性に合わせ、安全でかつ補修も容易な材質を検討する。
- ・日中活動を提供するスペースについては軽運動も可能な造りとし、可動型の仕切壁などにより、入所者の状況に応じた間取りの変更が可能な構造を検討する。
- ・医療的ケアが必要な方の居室については、車いす使用及び介護スペースを考慮した余裕のあるものとし、酸素・吸引のパイピング、電源、リフター用ケーブル等の機能を整備する。

■新たに設ける機能

- ・帰省が困難な利用者の保護者が宿泊できるゲストルームを設ける。
- ・感染症などに対応するため、医療的な観察室を設ける。
- ・屋根のあるエントランス、イベントや研修等が行えるホールを設ける。

■主な施設

入所施設部門 (10,300㎡程度)	居住系 (9,000㎡程度)	日中活動 ・生活介護系 (300㎡程度)	サービス系 (1,000㎡程度)
	<ul style="list-style-type: none"> ・居室 ・食堂 ・浴室 ・洗面所 ・トイレ（複数） ・相談室 ・倉庫 ・娯楽室 ・医務室 ・会議室（ホール） ・医療的観察室 ・更衣室 	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練、作業室 ・トイレ ・スタッフルーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食室 ・洗濯室 ・売店 ・倉庫
管理部門 (700㎡程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室 ・会議室 ・更衣室 ・宿直室 ・トイレ 		
地域生活支援部門 (2,000㎡程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急ステイ用居室 ・外来療養室 ・宿泊訓練室 ・事務室 ・面会、面談室 ・地域生活定着支援センター室 ・多目的ホール（大、小） 		

(病院兼医療型障害児入所施設兼療養介護事業所部門)

①基本的機能、入所対象者等

基本的機能	病院	<ul style="list-style-type: none"> ・あすなるの郷利用者の診療及び健康管理 ・障害者専門病院として、在宅障害者等の外来診療を行う。
-------	----	--

	医療型障害児入所施設 ・療養介護事業所	<ul style="list-style-type: none"> 重症心身障害児(者)の治療及び日常生活の援助や療育支援 重症心身障害児(者)の短期入所等の受入れ 他の医療機関や医療型障害児入所施設等と連携した在宅障害者に対する相談・支援
職員数	部門全体	常勤医師 3 名、(非常勤医師 7 名) 事務等職員 5 名程度 看護系職員 72 名程度
入所対象者	医療型障害児入所施設	重症心身障害児(者)等
定員	・療養介護事業所	入所 40 名 短期入所 10 名程度
処遇方針		・安心・安全な医療の提供、快適な日常生活の援助、療育支援を行う。

②施設の整備計画

■施設内の配置に関すること

- ・診察室、検査室、共用部分など職員の動線や機能性に配慮したレイアウトとする。
- ・医療型障害児入所施設・療養介護事業所に関しては、居室・廊下などに適切なスペースを確保する。
- ・感染対策上のゾーニングが容易な施設配置とすること。
- ・災害時に重症心身障害児者等の避難が容易な配置計画とすること。

■居室等の造り、構造など

- ・障害者対応病院という役割を踏まえ、移動式リフター等の機能、食堂・浴室等で酸素吸入ができる酸素パイピング等を整備する。

■主な施設

病院	診療関係		検査関係	薬局 ・リハビリ
病院 ※外来診療エリア (2,000㎡程度)	<ul style="list-style-type: none"> 外来診療 内科、神経内科、小児科、整形外科、脳外科、精神科、皮膚科、歯科 診療室(6室程度) 処置室(5室程度) 		<ul style="list-style-type: none"> 心電図室 レントゲン室 CT室 脳波室 超音波エコー室 点滴室・検査室 手術室・消毒室 	<ul style="list-style-type: none"> 薬局 リハビリ室 補装具等 工作室
	共用部分		スタッフ用	
	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者対応トイレ 車いす収納庫・物品庫 待合室・倉庫 		<ul style="list-style-type: none"> 会議室・スタッフルーム 職員用更衣室 	
医療型障害児入所施設・療養介護事業所 ※入院エリア (50床2,000㎡程度) ※通所エリア (500㎡程度)	居住・医療系	サービス系 共用部分	支援スタッフ関係	
	<ul style="list-style-type: none"> 居室 デイルーム 浴室 食堂 処置室 消毒室 	<ul style="list-style-type: none"> 理髪室 リネン庫 洗濯室 訪問学級室 通所用デイルーム 相談室 倉庫 	<ul style="list-style-type: none"> スタッフルーム・更衣室 トイレ 洗面・ユニットバス 休憩室・仮眠室 ナースセンター カンファレンス室 特殊車いす収納庫(各居室) 	
病院管理部門 ※病院事務エリア (500㎡程度)	<ul style="list-style-type: none"> 地域交流室・医局(常勤・非常勤用)・会議室 院長室・親子療育宿泊室(保護者宿泊可能) 医師当直室(浴室、洗面所設置) 多目的室・職員用更衣室(非常勤医師用) 			

- ※その他に障害者支援施設部門及び病院兼医療型障害児入所施設兼療養介護事業所部門にエネルギーを供給する機械室等のエネルギー供給エリアを2,000㎡程度想定している。
- ※障害者支援施設部門及び病院兼医療型障害児入所施設兼療養介護事業所部門のいずれも、民間事業者が運営する障害者支援施設等と相互に連携して重度障害者の支援を行うものとする。
- ※施設の機能や支援方法については、現在の施設の状況から想定されるものであり、今後の社会情勢等の変化などに応じて柔軟に対応できる施設となるよう建築的側面や運用面、導入技術、将来展望等について自由に提案すること。
- ※「県立あすなろの郷」建て替え整備計画を参考資料として添付するが、提案内容を縛るものではない。

(7) 履行期間

令和3年9月下旬～令和4年3月下旬を予定

(8) 業務実施上の条件

- ① 本業務の受注者については、建築士事務所2者で構成される建築設計共同企業体(以下「JV」という。)とする。
 - ② 配置を予定する管理技術者(※1)は、一級建築士であること。
 - ③ 建築、構造、電気設備及び機械設備の各分野の主任担当技術者(※2)を置くこと。
 - ④ 管理技術者及び建築分野の主任担当技術者は、JV組織に所属していること。
 - ⑤ 管理技術者及び各主任担当技術者はそれぞれ1名であること。
 - ⑥ 管理技術者が、各主任担当技術者を兼任しないこと。また、主任担当技術者が、他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任しないこと。
 - ⑦ 建築分野の主任担当技術者の携わっている設計業務(特定後未契約のものを含む。工事監理業務は除く。)は、4件未満であること。
 - ⑧ 建築分野のうち積算に関する業務を除く業務を再委託しないこと。
 - ⑨ 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の協力事務所に茨城県の建築関係コンサルタント業務等入札参加資格者である場合、指名停止期間中でないこと。
- 注※1 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、建設コンサルタント業務委託契約書第9条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- ※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術を総括する役割を担う者をいう。

(9) その他

- ① 本業務の契約については、プロポーザル方式による基本設計委託業者が決定した後、茨城県建設コンサルタント業務執行規則(平成8年茨城県規則第19号)に基づき締結する。
- ② 本業務の前払い条件は、請求により4割以内を支払うことができる。(保証証書の添付を要する。)
- ③ 本業務量は、換算延べ技術者数で9,905人・時間程度を想定している。

2 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県土木部営繕課建築第二グループ 海老澤、石橋

電話：029-301-4556(内線4555)

FAX：029-301-4569

E-mail：eizen-a2@pref.ibaraki.lg.jp

3 プロポーザルの提出者に要求される資格（JV結成）要件

建築士事務所2者により構成されるJVで、次の結成要件を満足すること。なお、JVの結成が直ちにプロポーザル提出者決定につながるものではない。

(1) 構成員の出資比率は、下限30%以上であり、代表構成員の出資比率は最大であること。

(2) 全ての構成員に必要な資格は次のとおりである。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び第2項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- ② 茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第474号）に基づき、建築関係建設コンサルタント業務の参加資格の認定を受けている者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が建築関係建設コンサルタント業務の参加資格の再認定をした者を除く）。
- ④ 茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。

(3) 代表構成員は、次の基準を満たす者であること。

- ① 平成13年4月1日から令和3年3月31日までの間に完了した同種又は類似の設計業務を、元請け（共同企業体の実績は出資比率20%以上の場合に限る。）として実施した実績を有すること。

同種業務：延べ面積10,000㎡以上の病院及び延べ面積3,000㎡以上の障害者支援施設の建築物の新築、増築又は改築の設計業務（基本設計のみを除く）
※病院と障害者支援施設の両方の実績を求めるもの。

類似業務：病院又は障害者支援施設で延べ面積15,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築の設計業務（基本設計のみを除く）

- ② 令和3・4年度茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登載された技術職員が6名以上、一級建築士の数が3人以上、かつ建築士事務所年間平均実績高が構成員中最大であること。
- ③ 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

(4) 代表構成員以外の構成員は、次の基準を満たす者であること。

- ① 平成13年4月1日から令和3年3月31日までの間に完了した延べ面積2,000㎡以上の公共建築物の新築、増築又は改築の設計業務を（基本設計のみを除く）実施した実績を有すること。

※ここでの公共建築物とは、国又は地方公共団体が整備した公共の用又は公用に供する建築物をいう。

- ② 建築士法第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

4 参加表明書の作成及び留意事項

(1) 参加表明書の作成

参加表明書の様式は、様式1～様式4とする。

併せて、茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要項に基づき、建築関係建設コンサルタント業務の参加資格の認定（土木部監理課建設業担当）を受ける必要がある。（別紙「建築設計入札参加資格審査申請書作成について」参照）

（2）留意事項

- ① 設計業務の実績については、説明書で定める外に資料提出を求める場合がある。
- ② 参加表明書の提出を検討している者を対象に現地見学会を実施する。

実施日時：令和3年6月21日（月） 13時30分から16時まで

開催場所：県立あすなろの郷

参加方法：令和3年6月18日（金）12時までに2の担当部局に電話で参加申込をすること。

※新型コロナウイルスの感染拡大状況を勘案してWEBにより開催する場合もある。

5 参加表明書の提出方法及び提出期限

（1）提出方法：様式1から様式4までを電子メールにより提出すること。

ただし、建築設計入札参加資格申請書（建築関連業務共同企業体用）等のJV結成に係る資料については、別添「建築設計入札参加資格審査申請書作成について」による。

（2）提出先：2の担当部局に同じ

（3）提出期限：令和3年6月25日（金）16時必着

6 説明書に関する質問の受付及び回答

（1）質問は、原則として電子メールによるものとし、念のため電話で着信を確認するものとする。

① 受付先：2の担当部局に同じ

② 受付期間：令和3年6月11日（金）から令和3年6月15日（火）まで

（ただし、正午から13時まで及び茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く）
いずれも9時から16時まで（正午から13時までを除く）

（2）質問に対する回答は、質問受付の締切日から5日以内に茨城県土木部営繕課ホームページに掲載するほか、次により閲覧に供する。

① 閲覧場所：茨城県公共事業情報センター

（茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎行政棟1階）

② 閲覧期間：回答の翌日からプロポーザル提出期限の前日（休日を除く）

いずれも9時から（水曜日のみ10時から）16時まで（正午から13時までを除く）

6-2 建築関係建設コンサルタント業務の参加資格の認定を受けていない者の参加

建築関係建設コンサルタント業務の参加資格の認定を受けていない者（更生会社については会社更生法に基づく更生計画の認可決定を受けた者、再生会社については再生計画の認可決定が確定したものに限り。）も、4、5により参加表明書及び資料を提出することができる。ただし、建築関係建設コンサルタント業務の参加資格の認定を受け、3の参加要件を満たしていなければならない。

新たに建築関係建設コンサルタント業務の参加資格の認定を受けようとする者は、速やかに申請に必要な書類を入手し、次のとおり申請すること。

(1) 申請時期

公示の次の日から参加表明書の提出期限まで

(2) 申請方法

持参又は簡易書留郵便により行うものとする。(1)の提出期限まで必着)

(3) 申請書等の入手方法

(5)の担当部局に問い合わせるものとする。

(4) 資格の有効期間

本申請により有資格者となった者の入札参加資格は、本業務の委託契約に限り有効とする。

(5) 申請書等の提出先及び問い合わせ先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県土木部監理課 建設業担当

電話 029-301-4334

FAX 029-301-4339

7 プロポーザル提出者の選定基準

(1) プロポーザル提出者を選定するための基準

評価項目	評価の着眼点		
	判断基準	対象	
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者 建築 構造 電気 機械
技術力	平成13年4月1日から令和3年3月31日の間に完了した同種・類似の設計業務の実績（実績の有無及び携わった立場）	実績の立場を以下の順で評価する。 ■管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ■主任担当技術者の場合 ①主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者 主任担当技術者 建築 構造 電気 機械

資格評価表

業務分野	評価する資格（番号順に評価する）
建築、構造	① 1級建築士 ② 2級建築士 ③ その他
電気	① 建築設備士、技術士、1級建築士 ② 1級電気工事施工管理技士 ③ 2級電気工事施工管理技士 ④ その他
機械	① 建築設備士、技術士、1級建築士 ② 1級管工事施工管理技士 ③ 2級管工事施工管理技士 ④ その他

※「技術士」の資格は当該分野における技術士とする。

※「その他」とは、当該分野における技術者資格とする。

(2) 技術提案書の提出者の選定通知

プロポーザルの提出者として選定した者には、プロポーザル提出要請書をもって通知する。

8 非選定理由に関する事項

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、プロポーザルの提出者として選定されなかった者に対しては、書面(非選定通知)により、通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により茨城県土木部営繕課長に対して非選定理由の説明を求められることができる。書面は持参又は簡易書留郵便による郵送すること。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。
- (4) 非選定理由の説明請求の受付先及び受付期間は次のとおりとする。
 - ① 受付先：2の担当部局に同じ
 - ② 受付期間：通知をした日の翌日から起算して7日間(休日を除く)
いずれも9時から16時まで(正午から13時までを除く)

9 プロポーザル提出に関する質問の受付及び回答

- (1) 質問は、原則として電子メールによるものとし、念のため電話で着信を確認するものとする。
 - ① 受付先：2の担当部局に同じ
 - ② 受付期間：令和3年7月9日(金)から令和3年7月15日(木)まで(休日を除く)
いずれも9時から16時まで(正午から13時までを除く)
- (2) 質問に対する回答は、質問受付の締切日から6日以内にプロポーザル提出期限の前日まで、茨城県土木部営繕課のホームページに掲載するほか、次により閲覧に供する。
(URL：<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/doboku/eizen/index.html>)
 - ① 閲覧場所：茨城県公共事業情報センター
(茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎行政棟1階)
 - ② 閲覧期間：回答の翌日からプロポーザル提出期限の前日(休日を除く)
いずれも9時から(水曜日のみ10時から)16時まで(正午から13時までを除く)
- (3) 上記(2)の回答は、プロポーザル提出者からの質問に対してのみ行う。

10 プロポーザル提出書等の作成及び記載上の留意事項

- (1) プロポーザル提出書等の作成
 - ① プロポーザルの様式は、様式5及び様式6とする。
 - ② 様式5(プロポーザル提出書)のサイズは、A4判とする。
 - ③ 様式6(技術提案書)の作成サイズは、A3判とし、2枚以内にまとめること。(A3以外のサイズの提出は認めない。裏面の使用は不可とする。)
- (2) 様式6(技術提案書)の記載上の留意事項
 - ① 業務実施方針は、業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について記入すること。
 - ② 特定テーマに対する技術提案は、プロポーザル方式の説明書の1(6)に記載された各テーマについて記入すること。

- ③ 本票には、提案者が特定できる情報（提案者名、事務所名、協力者名、作品名、記号、実在する建物の写真等）を記載してはならない。なお、具体的な設計図面（平面図等）、模型、透視図（パース）による表現は任意とする。
- ④ 文字サイズは、10ポイント以上とすること。（ただし、図中等の表現はこの限りでない。）

1 1 プロポーザルの提出方法、提出先及び提出期限

- (1) 提出方法：以下の部数を持参すること。
 - ・ 様式 5：A4 判 2 部
 - ・ 様式 6：A3 判原本 10 部、A2 拡大複製判 1 部
- (2) 提出先：2 の担当部局に同じ
- (3) 提出期限：令和 3 年 8 月 16 日（月）まで（休日を除く）
- (4) 受付時間：9 時から 16 時まで（正午から 13 時までを除く）

1 2 プロポーザル特別審査委員会の実施

- (1) 第 1 次（一次評価）プロポーザル特別審査委員会
 参加表明書及びプロポーザル提出書類の評価を行い、5 者程度を二次評価への参加資格者（以下、代表企業選出者という。）として選定する。
 実施日：令和 3 年 8 月 24 日（火）予定
- (2) 代表企業選出者の選定通知
 代表企業選出者として選定した者には、ヒアリング参加要請書をもって通知する。
- (3) 競争的対話方式（コンペティティブダイアログ）の実施
 代表企業選出者が、技術提案書の内容を基本として、二次評価用の資料（パワーポイント等）を作成することは妨げない。
- (4) 最終（二次評価）プロポーザル特別審査委員会（プレゼンテーション・ヒアリング）
 上記（1）にて選定された者についてヒアリングを実施し、最優秀案及び優秀案（次点案）の特定を行う。
 実施日：令和 3 年 9 月 2 日（木）予定
 ※動画、模型を使用する説明は不可とする。
 ※その他、ヒアリングの実施場所、時間、方法等の詳細については、後日、代表企業選出者へ通知する。
- (5) プロポーザル提出者に関する評価項目、判断基準

評価項目		評価の着眼点		
		判断基準		
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任 担当 技術者	建築
				構造
				電気
				機械

技術力	平成13年4月1日から令和3年3月31日の間に完了した同種・類似の設計業務の実績（実績の有無及び携わった立場）	実績の立場を以下の順で評価する。 ■管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ■主任担当技術者の場合 ①主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場		管理技術者
				主任担当技術者 建築 構造 電気 機械
業務実施方針及び手法（評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。）	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。		
	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、特定テーマに対する内容を除く）的確性、獨創性、実現性等を総合的に評価する。		
	特定テーマに対する技術提案	各テーマについて、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、獨創性（工学的知見に基づく獨創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。		

資格評価表

業務分野	評価する資格（番号順に評価する）
建築、構造	① 1級建築士 ② 2級建築士 ③ その他
電気	① 建築設備士、技術士、1級建築士 ② 1級電気工事施工管理技士 ③ 2級電気工事施工管理技士 ④ その他
機械	① 建築設備士、技術士、1級建築士 ② 1級管工事施工管理技士 ③ 2級管工事施工管理技士 ④ その他

※「技術士」の資格は当該分野における技術士とする。

※「その他」とは、当該分野における技術者資格とする。

(6) プロポーザル特別審査委員会委員（順不同）

箕 淳 夫（工学院大学教授）

小 澤 温（筑波大学教授）

山田 あすか（東京電機大学教授）

中 島 敏 之（茨城県社会福祉事業団理事長）

木 村 忠 夫（茨城県土木部営繕課長）

1 3 失格条項

参加表明者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) この説明書に定める手続以外の方法により、審査委員又は事務局等関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2) 複数の提案をした場合
- (3) 他の参加表明者の協力者（協力事務所）であった場合
 なお、協力者（協力事務所）は複数の参加表明者への協力を可とする。
- (4) ヒアリング時に提案チームの担当者以外の者が出席した場合

- (5) 評価委員と不正な接触をした場合
- (6) 著しく信義に反する行為をした場合
- (7) 本業務に係る契約締結までの間に指名停止措置を受けた場合その他参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (8) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (9) 提出書類が本実施要領に示された条件に適合しない場合
- (10) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合又は虚偽の記載がある場合
- (11) 技術提案書に匿名性を損なう記載がある場合（提案者の会社名、個人名等が特定できる記号等は一切記入してはならない。）
- (12) 技術提案書が第三者の著作権を侵害する提案をした場合
- (13) その他この説明書に定める手続、方法等を遵守しない場合
- (14) 前各号に掲げるもののほか、特別審査委員会が不適合と認めた場合

1 4 採用結果の通知等

- (1) 特定された者に対しては、特定された旨を書面（採用通知書）により、特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面（不採用通知書）により通知する。
- (2) 結果通知後、ヒアリング要請者の技術提案についての審査講評を、茨城県土木部営繕課のホームページに掲載する。
(URL : <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/doboku/eizen/index.html>)
- (3) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により茨城県土木部営繕課長に対して不採用の理由について説明を求めることができる。
- (4) 茨城県土木部営繕課長は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して原則として5日以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

1 5 結果の公表に関する事項

契約後において以下の事項を2の担当部局において閲覧により公表する。

- ① 特定者の名称等
- ② 特定案の内容
- ③ 選定の理由

1 6 苦情申立てに関する事項

- (1) 本手続きにおけるプロポーザルの提出を求める者の選定、プロポーザルの特定その他の手続きに不服のある者は、政府調達案件に関しては、茨城県政府調達苦情処理検討委員会、それ以外については、2の担当部局に対して苦情申立てを行うことができる。
- (2) 茨城県政府調達苦情処理検討委員会の連絡先は次のとおりである。
茨城県会計事務局会計管理課 電話 029-301-4822

17 その他の留意事項

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律51号）によるものとする。
- (2) 提出期限までに参加表明書等を提出しない者及びプロポーザル提出要請書の通知を受けなかった者は、プロポーザルを提出できないものとする。
- (3) プロポーザルの作成・提出及び現地調査・個別ヒアリング等に関する費用は、提出者の負担とする。ただし、県はヒアリングを実施したJVに対し、プロポーザル参加報償費を予算の範囲内で支払う。
- (4) プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、提出されたプロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (5) 本業務に直接関連する他の業務の委託契約は、本業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定である。ただし、業務の見直し等があった時は、随意契約をしない場合がある。
- (6) 提出された参加表明書及びプロポーザル提出書類は返却しない。なお、提出されたプロポーザル提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (7) 最優秀案及び優秀案については、原則として公表とする。
- (8) プロポーザルに記載した予定技術者は、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き変更できないものとする。